

# 令和元年度 都の貸金業対策の主な実績について

東京都では、貸金業法に基づき、貸金業者の新規・更新等の登録や立入検査などの指導監督を行っています。

このたび、令和元年度における都の貸金業対策の主な実績がまとまりましたので、お知らせします。

## ① 登録業者

**元年度末の都知事登録業者は・・・544者**

- ・都知事登録業者数は、全国の登録者総数の約3分の1を占めています。

## ② 行政処分

**業者に対する行政処分は・・・8件**

- ・行政処分の内訳は、登録取消処分が1件、業務停止処分が3件、業務改善命令が4件でした。

## ③ 苦情・相談

**寄せられた苦情・相談は・・・1,477件**

- ・苦情・相談の内容については、貸金業登録の有無を照会するものが全体の約4割を占めており、その内の約9割が、無登録（ヤミ金融）でした。

（詳細については別紙）

都に寄せられる苦情・相談が、違反行為の是正指導や行政処分のきっかけになっています。「おかしいな」「困ったな」と思ったら、まず、ご相談ください。

- 電話 03-5320-4775（平日 午前9時～午後5時）

また、都では司法書士及び弁護士による貸金業に関する無料法律相談も行っています。

- 司法書士相談窓口 第一、第三金曜日（午後1時～午後4時）

- 弁護士相談窓口 第二、第四水曜日（午後1時～午後4時）

設置場所：貸金業対策課 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎19階北側

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当面の間、休止しています。



### 【問い合わせ先】

産業労働局 金融部 貸金業対策課

直通電話：03-5320-4793 都庁内線：36-881

## 1 登録業者の状況

・東京都知事登録の貸金業者数は全国と同様に減少傾向にあります。

●登録業者数の推移(各年度末実数)

単位:者(社)

年 度	14年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
東京都	6,983	573	566	556	549	544
全国	26,281	1,926	1,865	1,770	1,716	1,647
都道府県知事登録	25,352	1,634	1,580	1,485	1,435	1,372
財務局登録 ※	929	292	285	285	281	275

※ 複数の都道府県に営業所を設置している貸金業者については、財務省の出先機関である財務局に登録されます。

## 2 行政処分状況

●行政処分の種類別件数の推移

単位:件

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
登録取消し処分	2	0	0	0	1
違反情状の特に重いもの	1	0	0	0	0
欠格条項に該当するもの	0	0	0	0	1
所在不明によるもの	1	0	0	0	0
業務停止処分 ※1	5	9	4	7	3
業務改善命令 ※2	2	10	12	7	4
行政処分総件数	9	19	16	14	8

※1 業務停止処分は、帳簿の備付け義務違反、利息・保証料等に係る制限等の義務違反などに対するもの

※2 業務改善命令は、返済能力の調査義務違反、過剰貸付け等の禁止違反などに対するもの

## 3 苦情・相談の状況

●苦情・相談件数の推移

単位:件

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
苦情・相談件数	3,407	3,196	2,628	1,877	1,477

●苦情・相談の主な内容

- ・登録照会に関するもの 612件 (うち、無登録(ヤミ金)と判明したもの521件)
- ・契約内容 63件
- ・金利に関するもの 26件
- ・保証金詐欺 14件
- ・広告・勧誘 (詐欺以外) 13件
- ・債務整理 12件

## 電話による相談事例

### 1 登録業者に関するもの

(事例)

- ・車を担保に融資を受けました。3ヶ月ごとに契約書を作成し、その都度手数料を取られています。業者の態度も威圧的な時があり、手数料について質問したくても立場が弱いので言い出せません。どうしたものでしょうか。

(男性、年齢・職業不詳)

- 相談者から内容をよくお聞きし、業者への立入検査を実施しました。その結果、利息・保証料等に係る制限等義務違反などが判明し、当該業者を業務停止処分としました。

### 2 ヤミ金融に関するもの

(事例1)

- ・融資勧誘のファックスが届き、低金利で返済が長期だったので融資を申し込みました。業者から「あなたの信用を調べますから、手数料として20万円を振り込んでください。」と言われ、指示された口座に振り込みましたが、時間がたっても何も連絡がありません。おかしいと思い、実際にある業者か調べてもらいたくて電話しました。

(男性、年齢不詳、自営)

(事例2)

- ・学費等で90万円が必要になり、インターネットで検索した貸金業者に融資を申し込んだところ、担当者から保証金がないと貸せないと言われ、指定された口座に言われるがまま繰り返しお金を振り込み、最終的に合計16万円を振り込みました。しかし、今日まで融資を実行されていません。どうしたらよいでしょうか。

(女性、20代、専門学校生)

- 融資実行前に保証金や事務手数料等、金銭の振り込みを要求することは詐欺の疑いがあります。また、一方的に本人の口座に金銭を振り込んで返済を迫る押し貸しや無登録業者が本人名義の銀行カードやクレジットカードを担保として要求する行為などは、ヤミ金融の手口といえます。

都は相談者に対し、地元警察署に事情を説明するようアドバイスするとともに、警視庁へも情報提供を行いました。

- 貸金業者が契約前に金銭を受け取ることは原則ありません。少しでも疑わしいと思われる行為があった場合は、都の相談窓口にご連絡ください。

(03-5320-4775)